公益社団法人新宮町シルバー人材センター 定款

第１章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、公益社団法人新宮町シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

（事務所）

第２条　センターは、主たる事務所を福岡県糟屋郡新宮町に置く。

（目　的）

第３条　センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第５条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　センターは、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

（１）臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

（２）臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高齢者のために、公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会と業務提携し、職業紹介事業及び労働者派遣事業を行うこと。

（３）高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと

（４）高齢者のための臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと

（５）前４号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと

（６）その他目的を達成するために必要な事業を行うこと

第２章　会　員

（種　別）

第５条　センターの会員は、次の３種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　センターの目的に賛同し、この事業を理解している次のいずれも該当する者であって、理事長の承認を得たものとする

ア　新宮町に居住する原則として60歳以上の者

イ　健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加を希望する者

（２）特別会員　センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認を得た者

（３）賛助会員　新宮町に住所又は事務所がある個人又は団体であって、センターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得た者

（入　会）

第６条　正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

２　理事長は、前項の規定により入会を承認したときは、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

３　特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（会　費）

第７条　正会員及び特別会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

２　賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第８条　会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）退会したとき

（２）死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき

（３）１年間以上会費を滞納したとき

（４）除名されたとき

（５）全ての正会員及び特別会員の同意があったとき

（退　会）

第９条　会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第10条　会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の１週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）センターの定款又は規則に違反したとき

（２）センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（３）その他の正当な事由があるとき

２　前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条　会員が第８条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

２　センターはその会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他拠出金品は、これを返還しない。

第３章　総　会

（構　成）

第12条　総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

２　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権　限）

第13条　総会は、次の事項について決議する。

（１）役員の選任又は解任

（２）役員の報酬等の額の決定又は役員の報酬等の支給の基準

（３）役員の損害賠償責任の免除

（４）定款の変更

（５）各事業年度の事業報告及び決算の承認

（６）会費及び賛助会費の金額

（７）会員の除名

（８）解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

（９）合併

（10）前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（種別及び開催）

第14条　センターの総会は、定時総会及び臨時総会の２種とする。

２　定時総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に１回開催する。

3　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事会において開催の決議がなされたとき

（２）正会員及び特別会員総数の５分の１以上から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき

（招　集）

第15条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　理事長は、前条第３項第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3　総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、２週間前までに通知を発しなければならない。

（議　長）

第16条　総会の議長は、当該総会において正会員及び特別会員の中から選任する。

（議決権）

第17条　総会における議決権は、正会員及び特別会員１名につき１個とする。

（定足数）

第18条　総会は、正会員及び特別会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（決　議）

第19条　総会の決議は、法人法第49条第２項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員及び特別会員の総数の過半数が出席し、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面決議等）

第20条　総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又はその他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2　前項の場合における前２条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は、出席したものとみなす。

（議事録）

第21条　総会の議事については法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2　議長及び出席した理事長及び副理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役　員

（役員の設置）

第22条　センターに次の役員を置く。

（１）理　事　　８名以上12名以内

（２）監　事　　２名以内

2　理事のうち１名を理事長、１名を副理事長、１名を常務理事とする。

3　前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事、常務理事をもって法人法第91条１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第23条　役員は、総会の決議によって選任する。

2　理事長、副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3　監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第24条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

2　理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。

3　副理事長は、理事長を補佐し、センターの

業務を執行する。また、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4　常務理事は、理事長又は副理事長を補佐し、センターの業務を分担執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、代表権を除く業務執行に係る職務を代行する。

5　理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3　前２項に定めるもののほか監事に関する事項は、法人法で定めるところによる。

（任　期）

第26条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、第22条第１項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期間満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

（解　任）

第27条　役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決に基づいて行わなければならない。

（報酬等及び費用）

第28条　常勤の役員には報酬を、非常勤の役員には理事会等会議の出席の都度に日額報酬を支給することができる。

2　役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

（取引の制限）

第29条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（１）自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引

（２）自己又は第三者のためにするセンターとの取引

（３）センターがその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引

2　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（役員の責任の免除）

第30条　センターは、役員の法人法第111条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第５章　理事会

（構　成）

第31条　センターに、理事会を置く。

２　理事会は､すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第32条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（１）総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

（２）規定の制定、変更及び廃止

（３）前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定

（４）理事の職務の執行の監督

（５）理事長及び副理事長、常務理事の選定及び解職

（６）各事業年度の事業計画書及び収支予算書の承認

（開　催）

第33条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき

（２）理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

（３)前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

（４）法人法の定めるところにより、監事が招集したとき

（招　集）

第34条　理事会は、理事長が招集する。

２　前条第３号による場合は、理事が、前条第４号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

３　理事長は、前条第２号又は第４号前段に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

４　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

５　前項に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議　長）

第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第36条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決　議）

第37条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第38条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（議事録）

第39条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　財産及び会計

（財産の管理）

第40条　センターの財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

（事業年度）

第41条　センターの事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算書）

第42条　センターの事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

3　第１項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第43条　センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）正味財産増減計画書

（５）貸借対照表及び正味財産増減計画書の附属明細書

（６）財産目録

2　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供えるとともに、定款と社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）役員の名簿

（３）役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3　前２項の書類は、毎事業年度の経過後３ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

（長期借入金）

第44条　センターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権３分の２以上の議決を経なければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第45条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第43条第２項第４号の書類に記載するものとする。

第７章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第46条　この定款は、第48条の規定を除き、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上あって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決により変更することができる。

2　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第１項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3　前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解　散）

第47条　センターは、法人法第148条第１号及び第２号並びに第４号から第７号までに規定する事由によるほか、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決により解散することができる。

（公共目的取得財産残額の贈与）

第48条　センターが公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場

合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第２項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１ヶ月以内に、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第５条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第49条　センターが解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第５条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第８章　評議員会

（評議員会）

第50条　理事会の決議により、センターに評議員会を置くことができる。

２　評議員会は、理事長から付議されたセンターの業務の運営に関する事項を審議し、及びこれらに関し必要と認められる事項を理事長に建議する。

３　評議員会は、必要に応じ理事長が招集する。

４　評議員会は、評議員５名以内をもって構成する。

５　評議員は、高齢者問題について学識経験のある者等のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第９章　事務局

（事務局）

第51条　センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任命する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第10章　公告の方法

（公告の方法）

第52条　センターの公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章　雑　則

（委　任）

第53条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附　則

１　この定款は、平成22年３月５日から施行する。

２　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する一般社団法人を設立した日（平成22年３月５日）から施行する。

３　設立時社員の氏名は、次のとおりとする。

設立時社員	横大路　亀人
	早川　勝博

４　当法人の設立時理事及び設立時代表理事並びに設立時監事の氏名は、次のとおりとする。

設立時理事	横大路　亀人
	萩尾　俊男
	馬渡　ハツミ
	余宮　イチ子
	村川　主孝
	谷口　　茂
	中野　矩夫
	笹山　一夫
	久世　安弘
	中村　桂三
	早川　勝博

設立時監事　　入　江　　豊
　　山　本　　展　熙
設立時代表理事　　横大路　亀　人

附　則
この定款は、平成23年５月22日から施行する。

附　則
１　この定款は、平成25年５月18日から施行する。
２　この定款中、第13条第８号中「公益目的取得財産残額の贈与」、第49条中「又は認定法第５条第17号に掲げる法人」及び第42条第２項、第43条第３項、第45条、第46条第２項、同条第３項、第48条の規定は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第４条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

附　則
この定款は、平成27年５月24日から施行する。

附　則
この定款は、平成29年５月30日から施行する。

附　則
この定款は、平成30年６月16日から施行する。

附　則
この定款は、令和元年６月８日から施行する。

附　則
この定款は、令和３年６月13日から施行する。